		,	Marie C. 18 18 18 18 18 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	
3		2	1	回数
平成5年12月15日	平成5年12月14日	平成5年11月2日	平成5年9月28日	年月田日
○号)(衆議院提出)について提出者衆議院交通安全対策特別委員長山田英介君から趣旨説明を自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一	都合により取りやめとなった。	治省、建設省、農林水産省、国税庁、大蔵省及び公正取引委員会当局に対し質疑を行った。地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について佐藤国務大臣、政府委員、自理事の補欠選任を行った。	地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について佐藤国務大臣から所信を聴いなお、小委員及び小委員長の変更の件及び小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

号外八件を審査した。 請願第二〇三号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第九四	平成6年1月27日	4
欠席会派なり、というでは、一次では、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の		
欠席会派 な し		
論の後、可決した。		

〇内閣提出法律案 (一件)

1 0	号番	
はない。	件	
改関転全 正する駐 する法 車の	名	
(五二二二三次通安全対策	提 (月日)	
三五	月送予	
<u> </u>	日付備	
三、五、八、	提本院出へ	
三 三 三 三	付委員会参	
可 三	議委員会議	
可 二	議本院決議	
	付委員会衆	
	議会議	
可 二五 決 八	議本院決議	
	備考	

\circ	<u> </u>		
)衆	1 8	号番	
〇衆議院議員提出法律案	改正する法律案地方交付税法等の	件	
(一件)	部を	名	
	衆	院議先	
		月提	
	Ē	日出	
	二、 (字) (字)	付委員 参	
	可 三	議委決会議	
	可 三五	議 決 議	
;	— क	(4.禾)	

○ 五 章 元 八 五 八 二 八 議委員会 議 院 備 考

地方交付税法等の一部を改正する法律案 (閣法第一八号)

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

地方交付税の総額の特例

千円となる。)。 別会計の借入金残高は、三兆七千九百五十六億二千八十二万九 額の十五兆四千三百五十一億二千二百万円となる。また、同特 額する(以上の措置により、地方交付税の総額は当初予算と同 同特別会計における借入金を一兆六千六百七十五億二千万円増 び譲与税配付金特別会計への繰入れが減額されることに伴い、 補正予算により平成五年度分の地方交付税交付金の交付税及

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

ただいま議題となりました二法律案について、委員会における

審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

る法律の一部を改正する法律案は、自転車及び原動機付自転車の 駐車対策の総合的推進を図るため、地方公共団体等による自転車 まず、自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関す

> 介君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一 録の義務化等、所要の措置を講じようとするものであります。 に係る自転車等の保管・処分に関する規定の整備、自転車防犯登 おける総合計画の策定及び自転車等駐車対策協議会の設置、 等駐車場の設置に関する鉄道事業者の協力体制の整備、 委員会におきましては、衆議院交通安全対策特別委員長山田 市町村に

致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

千万円減少することから、当初予算に計上された地方交付税の総 予算により平成五年度分の地方交付税が一兆六千六百七十五億二 増額しようとするものであります。 額を確保するため、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を なお、本法律案には、附帯決議が付されております。 次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、今回の補

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

て有働理事より反対の意見が述べられました。 討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どお 質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し

り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

律の一部を改正する法律案(衆第一〇号)自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、法律の題名の変更

対策の総合的推進に関する法律」に改める。 法律の題名を「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車

駐車場の設置に努めるものとする。予想される地域においても、一般公共の用に供される自転車等付自転車をいう。以下同じ。)の駐車需要の著しくなることが地方公共団体又は道路管理者は自転車等(自転車又は原動機二、自転車等駐車場の設置に関する地方公共団体等の責務

ものとする。 ものとする。 ものとする。 ものとする。 は、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付け等の協力体制の整備に努めるとともに、設置に協力を求められたす。 事等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体等と 事等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体等と が道事業者の協力体制の整備及び積極的協力義務

その旨を公示しなければならないものとする。 ろにより放置自転車等を撤去した場合には、それを保管し、1 市町村長は、必要と認める場合において条例で定めるとこ

に帰属するものとする。 きは、当該自転車等(売却代金を含む)の所有権は、市町村3 1の公示日から起算して六月を経過しても返還できないと

五、自転車等の駐車対策に関する総合計画を定めることがでいて自転車等の駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の配車等の駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の五、自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進す

六、自転車等駐車対策協議会の設置

させるため、条例で定めるところにより、道路管理者、都道府市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議

. 放置自転車等に対する措置等

策協議会を置くことができるものとする。 のうちから、市町村長が指定する者で組織する自転車等駐車対 県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害を有する者

自転車防犯登録の義務化

ければならないものとする。 により都道府県公安委員会が定める者の行う防犯登録を受けな

施行期日

おいて政令で定める日から施行するものとする。 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内に

委員長報告

六〇ページ参照

附帯決議

合的推進に関し、左記の事項について万全の措置を講ずべきであ 政府は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総

一、鉄道駅周辺における地方公共団体等による自転車等駐車場の 設置が円滑に行われるよう、鉄道事業者の地方公共団体等との

緊密な協力体制の構築について十分指導すること。

二、自転車等の駐車対策を推進するため、国及び都道府県は市町 村の実施する自転車等駐車対策に適切に協力するよう努めるこ

自転車を利用する者は、国家公安委員会規則で定めるところ | 三、自転車等駐車場の整備を促進するため、現行の助成制度の活 用を図るとともに、競輪収益の活用についても、引き続き継続 すること。

四 るため、学校等における交通安全教育等の充実強化に努めるこ 自転車利用者の交通ルールの遵守、駐車マナーの向上等を図

Ħ,

めるとともに、自転車商協同組合等現在の防犯登録の運営主体 による継続実施を前提とすること。 自転車防犯登録の義務化に当たっては、その適切な運用に努

六、撤去自転車の再利用による発展途上国への無償供与、 を図ること。 サイクルの導入等により、放置自転車の解消と資源の有効利用 レンタ

右決議する。